

議案第1号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年9月20日

沖縄県教育委員会

教育長が議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(案)」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項により、別紙のとおり承認する。

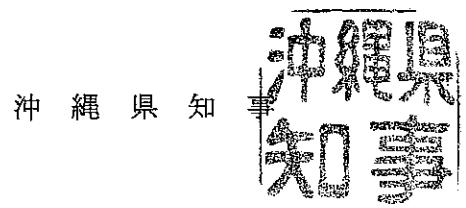
(別紙)

議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」に対する意見

議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」については、異議ありません。

教保第10242号
平成18年9月11日

沖縄県教育委員会委員長 殿



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）」について貴委員会の意見を求めます。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理 に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成18年9月議会（定例会）

教育 庁 保 健 体 育 課

条例案の概要の説明

部課名 教育庁保健体育課

1 件名

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

- (1) 奥武山野球場は、設置後相当期間が経過しており、老朽化が著しい。平成18年度中に現野球場を廃止し、解体撤去するため、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する必要がある。
- (2) 解体撤去後は、那覇市が新たに野球場を設置し、同市が管理することとしている。

3 改正案の概要

- (1) 奥武山野球場に関する規定を削る。（第2条、別表第1及び別表第2関係）
- (2) 条例の施行は、平成18年11月1日とする。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条及び第33条
- (2) 地方自治法第244条の2

5 関係各課との調整状況

土木建築部施設建築課及び那覇市と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料（法令所管府省からの事務の処理基準その他の通知を含む。）

乙第 号議案

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例の一部を改
正する条例

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）
の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表奥武山野球場の項を削る。

別表第1奥武山野球場の項を削り、同表備考中「奥武山野球場及び」を削る。

別表第2中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項から第10項までを1項ずつ繰り
上げる。

附 則

この条例は、平成18年11月1日から施行する。

平成 年 月 日提出

沖縄県知事 稲嶺惠一

理 由

奥武山総合運動場の体育施設のうち奥武山野球場を廃止するため、条例を改正する必
要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例新旧対照表		現行	
改正案	(設置)	行	
(設置)	第2条 県民の健康の保持増進及び体力の向上を図るとともに、文化の発展に資するため、奥武山総合運動場を設置する。	第2条 県民の健康の保持増進及び体力の向上を図るとともに、文化の発展に資するため、奥武山総合運動場を設置する。	
2 奥武山総合運動場の体育施設	2 奥武山総合運動場の体育施設(以下「体育施設」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。	2 奥武山総合運動場の体育施設(以下「体育施設」という。)の名称及び位置は、次のとおりとする。	
奥武山陸上競技場	那覇市奥武山町45番地	奥武山陸上競技場	那覇市奥武山町45番地
奥武山補助競技場	那覇市奥武山町51番地	奥武山補助競技場	那覇市奥武山町51番地
奥武山庭球場	那覇市奥武山町44番地の1	奥武山庭球場	那覇市奥武山町44番地の1
奥武山水泳プール	那覇市奥武山町44番地	奥武山水泳プール	那覇市奥武山町44番地
武道館	那覇市奥武山町52番地	武道館	那覇市奥武山町52番地
奥武山弓道場	那覇市奥武山町44番地の1	奥武山弓道場	那覇市奥武山町44番地の1
沖縄・兵庫友愛スポーツセンター	那覇市奥武山町44番地の1	沖縄・兵庫友愛スポーツセンター	那覇市奥武山町44番地の1
糸満球技場	糸満市西崎町一丁目1番2号	糸満球技場	糸満市西崎町一丁目1番2号
ライフル射撃場	南城市大里字大里1329番地	ライフル射撃場	南城市大里字大里1329番地
別表第1 (第9条関係)		別表第1 (第9条関係)	
施設名	開場時間	開場時間	
奥武山補助競技場 糸満球技場	午前9時から午後6時30分まで	略~~~~~	
奥武山庭球場 糸満球技場	午前7時から午後6時30分まで(4月1日から9月30日までの間は、午前6時30分から午後7時まで)	午前9時から午後6時30分まで(4月1日から9月30日までの間は、午前6時30分から午後7時まで)	
奥武山庭球場	午後7時(4月1日から9月30日までの間は、午前6時30分)から午後9時まで	午後7時(4月1日から9月30日までの間は、午前6時30分)から午後9時まで	

備考 奥武山庭球場以外の施設については、専用利用に限り、午前7時から利用を許可することができます。

別表第2 (第14条関係)

(削る)

3 奥武山庭球場
表省略

4 奥武山水泳プール
表省略

5 武道館
表省略

6 奥武山弓道場
表省略

7 沖縄・兵庫友愛スポーツセンター
表省略

8 糸満球技場
表省略

9 ライフル射撃場
表省略

備考 奥武山野球場及び奥武山庭球場以外の施設については、専用利用に限り、午前7時から利用を許可することができます。

別表第2 (第14条関係)

3 奥武山野球場
表省略

4 奥武山庭球場
表省略

5 奥武山水泳プール
表省略

6 武道館
表省略

7 奥武山弓道場
表省略

8 沖縄・兵庫友愛スポーツセンター
表省略

9 糸満球技場
表省略

10 ライフル射撃場
表省略

(注) 条例の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。